|  |
| --- |
| **組合等人材能力開発支援事業****セミナー・訓練等受講支援助成金****交付規程** |

令和４年６月

組合等人材能力開発支援事業

セミナー・訓練等受講支援助成金　交付規程

北海道中小企業団体中央会

制定　令和４年６月１０日

改正　令和４年８月　２日

（目的）

第１条　この規程は、北海道中小企業団体中央会（以下「本会」といいます。）が令和４年度組合等人材能力開発支援事業において実施するセミナー・訓練等受講支援助成金（以下「助成金」といいます。）の交付について必要な事項を定めることを目的とします。

（助成対象者）

第２条　助成金の交付対象となる者は、次に該当する者とします。

（１）会員組合の役職員

（２）会員組合に所属する組合員の役職員

（利用限度）

第３条　１組合で申請することができる組合及び組合員の役職員は、６名を限度とします。

（助成対象経費）

第４条　公的機関等（独立行政法人 高齢・障害者・求職者支援機構、中小企業大学校など）が実施し、令和５年２月２８日（火）までに受講証明書等を受領できるセミナー・訓練等の受講料であって、本会が認めるものとします。

（助成金額）

第５条　負担した受講料で、１人当たり５,０００円を限度とします。

（助成金の交付申請）

第６条　助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書（様式第１）に必要書類を添えて本会が定める期日までに提出してください。

（助成金の交付決定）

第７条　本会は、前条の助成金の交付申請があったときは、内容を審査し、助成金の交付の決定を行い、助成金交付決定通知書（様式第２）により、申請者に通知するものとします。

交付決定前に、受講料を支払うことは可能ですが、セミナー・訓練等の受講は、交付決定後とします。

（他の補助金等との重複禁止）

第８条　他の補助金等との重複利用はできません。重複していることが発覚した際には、助成金の交付決定を取り消します。

（助成事業、対象経費の変更等）

第９条　受講するセミナー・訓練等に変更が生じた場合や、助成対象経費の額に変更が生じた場合は、申請者は速やかに変更承認申請書（様式第３）に必要書類を添えて本会に提出し、本会の承認を受けてください。

２　本会は、前項の申請があったときは、内容を審査し、変更の内容及び理由が適正と認められるときは、変更承認通知書（様式第４）により、申請者に通知するものとします。

３　助成金の交付を辞退しようとする場合は、申請者は、速やかに辞退承認申請書（様式第５）に必要書類を添えて本会に提出するものとします。

４　本会は、前項の申請があったときは、辞退承認通知書（様式第６）により、申請者に通知するものとします。

（実績報告）

第１０条　申請者は、交付決定を受けたセミナー・訓練等を受講し、受講証明書等を受領した後２週間以内に、実績報告書（様式第７）に必要書類を添えて、本会に提出するものとします。

（助成金額の確定及び通知）

第１１条　本会は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（様式第８）により申請者に通知するものとします。

（助成金の請求）

第１２条　申請者は、前条の助成金額確定通知書を受けた後に、助成金請求書（様式第９）を本会に提出するものとします。

（交付決定の取消し）

第１３条　次の各号に該当する場合には、第７条の助成金の交付決定を取り消すことがあります。

（１）本会の指示に従わなかった場合

（２）助成金の交付決定通知書に付された条件に違反した場合

（３）助成金を、この助成金事業（以下「本事業」といいます。）の目的以外に使用した場合

（４）別紙の暴力団関係者等の排除に関する誓約事項に違反した場合

（５）本事業に関して不正な行為をした場合

２　前項の規定は、第１０条の助成金額の確定があった後に、その事実が認められたときにおいても、適用するものとします。

３　本会は、助成金の交付決定の取消しを行ったときは、その旨を申請者に対し、速やかに通知するものとします。

（助成金の返還）

第１４条　会員は、前条の交付決定の取消しを受けたときは、助成金返還通知書（様式第１０）に従って助成金を返還するものとします。

２　前項の助成金の返還の期限は、返還の通知の日から２０日以内、又は令和５年３月３１日のいずれか早い日までとし、期限内に返還されない場合は、未納の金額に対して、その未納の期間に応じて、年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとします。

（助成金に係る経理）

第１５条　会員及び組合員は、助成金に係る経理処理について、帳簿及び証拠書類を整備し、本事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存するものとします。

（暴力団関係者等の排除に関する誓約）

第１６条　会員及び組合員は、別紙の暴力団関係者等の排除に関する誓約事項について助成金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとします。

（検査への協力）

第１７条　会員及び組合員は、必要に応じて本会が実施する検査に協力するものとします。

（予算が不足する場合の措置）

第１８条　本会は、助成金の交付額が予算額に達すると認めたときは、交付申請の受付を中止することができるものとします。

（情報管理及び秘密保持）

第１９条　会員及び組合員が、本事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的以外に利用してはなりません。なお、情報のうち第三者の秘密情報（本事業関係者の個人情報等を含みますが、これらに限定されません。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはなりません。

２　前条の規定は本事業の完了後（助成金の交付の辞退があった場合及び交付の決定を取消した場合を含みます。）も有効とするものとします。

（個人情報保護に関する取扱い）

第２０条　本会は、会員及び組合員がこの規程に従って本会に提出する各種書類に記入された名前、住所等の個人情報について、本事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するものとし、入手した個人情報を適切に管理するものとします。

（その他）

第２１条　本会は、この規程に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることがあります。

別紙

暴力団関係者等の排除に関する誓約事項

私ども申請者は、助成金の交付の申請をするに当たって、また、申請中の期間及び助成金の交付後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）会員又は組合員が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又はその役員等が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

様式第１

令和　　年　　月　　日

北海道中小企業団体中央会

会　長　尾　池　一　仁　様

組合の名称

代表者役職・氏名　　　　　　　　　㊞

セミナー・訓練等受講支援助成金　交付申請書

組合等人材能力開発支援事業 セミナー・訓練等受講支援助成金交付規程第６条の規定により、下記のとおり助成金の交付を受けたく関係書類を添えて申請します。

記

１．受講するセミナー・訓練等の概要

　　１人目

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関の名称 |  |
| 講座名 |  |
| 受講期間 | 令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 |
| 事業所名（組合員の場合） |  |
| 受講者氏名 |  |
| 受講料 | 　　　　　　　　　　円（税抜） |
| 助成金額(a) | 円（受講料と同額。但し上限5,000円まで） |

２人目

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関の名称 |  |
| 講座名 |  |
| 受講期間 | 令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 |
| 事業所名（組合員の場合） |  |
| 受講者氏名 |  |
| 受講料 | 　　　　　　　　　　円（税抜） |
| 助成金額(b) | 円（受講料と同額。但し上限5,000円まで） |

３人目

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関の名称 |  |
| 講座名 |  |
| 受講期間 | 令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 |
| 事業所名（組合員の場合） |  |
| 受講者氏名 |  |
| 受講料 | 　　　　　　　　　　円（税抜） |
| 助成金額(c) | 円（受講料と同額。但し上限5,000円まで） |

４人目

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関の名称 |  |
| 講座名 |  |
| 受講期間 | 令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 |
| 事業所名（組合員の場合） |  |
| 受講者氏名 |  |
| 受講料 | 　　　　　　　　　　円（税抜） |
| 助成金額(d) | 円（受講料と同額。但し上限5,000円まで） |

５人目

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関の名称 |  |
| 講座名 |  |
| 受講期間 | 令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 |
| 事業所名（組合員の場合） |  |
| 受講者氏名 |  |
| 受講料 | 　　　　　　　　　　円（税抜） |
| 助成金額(e) | 円（受講料と同額。但し上限5,000円まで） |

６人目

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関の名称 |  |
| 講座名 |  |
| 受講期間 | 令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 |
| 事業所名（組合員の場合） |  |
| 受講者氏名 |  |
| 受講料 | 　　　　　　　　　　円（税抜） |
| 助成金額(f) | 円（受講料と同額。但し上限5,000円まで） |

２．助成金交付申請額

|  |  |
| --- | --- |
|  ( a＋b＋c＋ｄ＋e＋f ) の金額  | 　　　　　　　 　　 　　円 |

３．申請者の概要【様式第１－別紙１】

４．添付書類　①受講するセミナー・訓練の概要

　　　　　　　②組合員名簿（組合員の役職員が受講こうする場合）

③受講料の料金表又は見積書

様式第１－別紙１

申　請　者　の　概　要

|  |
| --- |
| １．組合名称 |
| ２．所在地（〒　　　　　） |
| ３．電話（　　　　）　　 － | ４．FAX（　　　　）　　 － |
| ５．代表者の役職及び氏名 |
| ６．設立年月　　　昭和・平成・令和　　年　　月 |
| ７．連絡担当者氏名・Ｅ－mailアドレス |
| ８．出資金の額 |
| ９．職員数 |
| 10．地区 |
| 11．組合員資格 |
| 12．組合員数 |
| 13．主な事業内容 |

様式第２

４道中第　　　　　号

令和 年　　月　　日

組合の名称

代表者役職・氏名 様

 　 北海道中小企業団体中央会

会　長　 尾　池　一　仁

セミナー・訓練等受講支援助成金交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった標記助成金については、組合等人材能力開発支援事業 セミナー・訓練等受講支援助成金交付規程第７条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

１．助成金交付決定額 　　金 　　 円　（助成対象者　　　名）

２．交付条件

（１）交付決定を受けたセミナー・訓練等の受講を終了し、受講証明書等を受領した後２週間以内に実績報告書を提出してください。

（２）（１）の実績報告書の提出がない場合は、助成金交付決定を取消すことがあります。

（３）他の補助金等との重複利用はできません。重複していることが発覚した際には、助成金の交付決定を取り消します。

（４）受講するセミナー・訓練等に変更が生じた場合や、助成対象経費の額に変更が生じた場合は、速やかに変更承認申請書に必要書類を添えて本会に提出し、本会の承認を受けてください。

様式第３

令和 年　　月　　日

北海道中小企業団体中央会

会　長　尾　池　一　仁　様

組合の名称

代表者役職・氏名　　　　　　　　　㊞

セミナー・訓練等受講支援助成金に係る変更承認申請書

令和　　年　　月　　日付けで交付決定のあった標記助成金の申請内容を変更したいので、組合等人材能力開発支援事業 セミナー・訓練等受講支援助成金交付規程第９条の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

　１．【変更後】の受講するセミナー・訓練等の概要

　　１人目

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関の名称 |  |
| 講座名 |  |
| 受講期間 | 令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 |
| 事業所名（組合員の場合） |  |
| 受講者氏名 |  |
| 受講料 | 　　　　　　　　　　円（税抜） |
| 助成金額(a) | 円（受講料と同額。但し上限5,000円まで） |

２人目

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関の名称 |  |
| 講座名 |  |
| 受講期間 | 令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 |
| 事業所名（組合員の場合） |  |
| 受講者氏名 |  |
| 受講料 | 　　　　　　　　　　円（税抜） |
| 助成金額(b) | 円（受講料と同額。但し上限5,000円まで） |

３人目

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関の名称 |  |
| 講座名 |  |
| 受講期間 | 令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 |
| 事業所名（組合員の場合） |  |
| 受講者氏名 |  |
| 受講料 | 　　　　　　　　　　円（税抜） |
| 助成金額(c) | 円（受講料と同額。但し上限5,000円まで） |

４人目

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関の名称 |  |
| 講座名 |  |
| 受講期間 | 令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 |
| 事業所名（組合員の場合） |  |
| 受講者氏名 |  |
| 受講料 | 　　　　　　　　　　円（税抜） |
| 助成金額(d) | 円（受講料と同額。但し上限5,000円まで） |

５人目

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関の名称 |  |
| 講座名 |  |
| 受講期間 | 令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 |
| 事業所名（組合員の場合） |  |
| 受講者氏名 |  |
| 受講料 | 　　　　　　　　　　円（税抜） |
| 助成金額(e) | 円（受講料と同額。但し上限5,000円まで） |

６人目

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関の名称 |  |
| 講座名 |  |
| 受講期間 | 令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 |
| 事業所名（組合員の場合） |  |
| 受講者氏名 |  |
| 受講料 | 　　　　　　　　　　円（税抜） |
| 助成金額(f) | 円（受講料と同額。但し上限5,000円まで） |

２．【変更後】の助成金交付申請額

|  |  |
| --- | --- |
|  ( a＋b＋c＋ｄ＋e＋f) の金額  | 　　　　　　　 　　　　円 |

３．添付書類　　①変更前の交付申請書の写し

②変更前の交付決定通知書の写し

様式第４

４道中第　　　　　号

令和 年　　月　　日

組合の名称

代表者役職・氏名 様

 　 北海道中小企業団体中央会

会　長　 尾　池　一　仁

セミナー・訓練等受講支援助成金に係る変更承認通知書

令和　　年　　月　　日付け文書をもって承認申請のありました標記助成金の助成対象経費の額の変更については、組合等人材能力開発支援事業 セミナー・訓練等受講支援助成金交付規程第９条第２項の規定により、下記のとおり承認することにしたので通知します。

記

助成金交付決定額

変更前 　金 円　（助成対象者　　　名）

　　変更後　　　　　金　　　　　　　　　　　　　円　（助成対象者　　　名）

様式第５

令和 年　　月　　日

北海道中小企業団体中央会

会　長　尾　池　一　仁　様

組合の名称

代表者役職・氏名　　　　　　　　　㊞

セミナー・訓練等受講支援助成金に係る辞退承認申請書

令和　　年　　月　　日付けで交付決定のあった標記助成金については、事情により辞退したいので、組合等人材能力開発支援事業 セミナー・訓練等受講支援助成金交付規程第９条３項の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

１．辞退する助成金交付決定額　　　　金　　　　　　　　　円　（助成対象者　　　名）

２．添付書類　　　①交付申請書の写し

②交付決定通知書の写し

様式第６

４道中第　　　　　号

令和 年　　月　　日

組合の名称

代表者役職・氏名 様

 　 北海道中小企業団体中央会

会　長　 尾　池　一　仁

セミナー・訓練等受講支援助成金に係る辞退承認通知書

令和　　年　　月　　日付けで承認申請のありました標記助成金の辞退については、組合等人材能力開発支援事業 セミナー・訓練等受講支援助成金交付規程第９条第４項の規定により、下記のとおり承認することにしたので通知します。

記

辞退した助成金交付決定額　　金　　　　　　　　　　円　（助成対象者　　名）

様式第７

令和　　年　　月　　日

北海道中小企業団体中央会

会　長　尾　池　一　仁　様

組合の名称

代表者役職・氏名　　　　　　　　　㊞

セミナー・訓練等受講支援助成金に係る実績報告書

上記に係るセミナー・訓練等の受講が終了し受講証明書等を受領したので、組合等人材能力開発支援事業 セミナー・訓練等受講支援助成金交付規程第１０条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

１．交付決定　　　　　　　　令和　　年　　月　　日付け

（変更決定　　　　　　　　令和　　年　　月　　日付け（※変更決定を受けた場合））

２．助成金交付決定額　　　　金　　　　　　　　　　円

（変更後交付決定額　　　 金　　　　　　　　　　円　（※変更決定を受けた場合））

３．受講に要した額　　　　　金　　　　　　　　　　円　（助成対象者　　　名）

４．助成金額　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円　（助成対象者　　　名）

５．添付書類　　　　　　　　①交付申請書の写し

　　　　　　　　　　　　　　②交付決定通知書の写し

　　　　　　　　　　　　　　③変更承認申請書の写し（変更決定を受けた場合）

　　　　　　　　　　　　　　④変更承認通知書の写し（変更決定を受けた場合）

　　　　　　　　　　　　　　⑤受講証明書等の写し

　　　　　　　　　　　　　　⑥受講料の領収書等、支払い確認のできる書面の写し

様式第８

４道中第　　　　　号

令和 年　　月　　日

組合の名称

代表者役職・氏名 様

北海道中小企業団体中央会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 会　長　尾　池　一　仁

セミナー・訓練等受講支援助成金に係る助成金額確定通知書

令和　　年　　月　　日付けで実績報告のありました標記助成金については、組合等人材能力開発支援事業 セミナー・訓練等受講支援助成金交付規程第１１条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

助成金確定額　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円

様式第９

令和　　年　　月　　日

北海道中小企業団体中央会

会　長　尾　池　一　仁　様

組合の名称

代表者役職・氏名　　　　　　　　　㊞

セミナー・訓練等受講支援助成金に係る助成金請求書

令和　　年　　月　　日付けで助成金額確定通知のあった標記助成金について、組合等人材能力開発支援事業 セミナー・訓練等受講支援助成金交付規程第１２条の規定により、下記金額を請求します。

記

金　 　　　 円也

１．助成金確定額　　　金　　　　　　　　円

２．送金口座

名　　　　　　　　　　義　：

金融機関・支店名・店番号　：

　　口座種別・番号　：

様式第１０

４道中第　　　　　号

令和 年　　月　　日

申請者の名称

代表者役職・氏名 様

北海道中小企業団体中央会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 会　長　尾　池　一　仁

セミナー・訓練等受講支援助成金に係る助成金返還通知書

令和　　年　　月　　日付けで助成金額を確定した標記助成金について、組合等人材能力開発支援事業 セミナー・訓練等受講支援助成金交付規程第１４条の規定により、下記のとおり返還するよう通知します。

記

１．助成金返還額 　 　金 　円

２．返還期日　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

３．振込口座

４．上記の返還期日までに返還されない場合は、未納の金額に対してその未納の期間に応じて年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとします。